

公園・児童遊園占用許可申請書

及び占用料減額・免除願

江戸川区長殿

見本

申請日 令和 1年 4月 1日

〒 132-8501

住所 東京都江戸川区中央1-4-1

氏名 江戸川 一郎

職業・団体名 株式会社 江戸川産業

担当者 江戸川 二郎

電話 03-5662-0320

都市公園法第六条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

占用の目的	キッチンカーの出店	参加人数	合計 1名
園名	江戸川区内	公園・児童遊園	
占用の期間	自 令和 1年 4月 1日(日曜日)	10時 00分	
	至 令和 1年 4月 30日(月曜日)	16時 00分	
占用の概要	〔会場レイアウト等〕 1日/8日 行船公園 江戸川1号(こまつな饅頭等) 15日/22日 今井児童交通公園 江戸川1号(こまつな饅頭等) 29日/30日 フラワーガーデン 江戸川1号(こまつな饅頭等) 以上6日出店希望 出店実績で占用料納入		
占用料	(内訳) 円 1日当たり $\frac{\text{時間}}{\text{m}^2}$ × 3,510 円	(根拠法規) 都市公園法第六条第一項 江戸川区立公園条例第六条	
占用料減額・免除願	占用料の減額・免除を願います。 (氏名)	(減免根拠) 江戸川区立公園条例施行規則第九条第一項 第 号により占用料を免除・減額	
許可に関する参考事項	1公園・2撮影・3祭り・4集会・5河川敷 6動物・7駐車場・8ゲートボール・9その他	(備考)	

受付場所	小松川・葛西・小岩・東部・鹿骨	受付者印	受付番号	第 公 号
	富士公園・ <u>土木部</u>		受付日	令和 年 月 日

占用料の発生するものは、土木部でのみ受付します。

(減免根拠)江戸川区立公園条例施行規則第九条第一項

第一号 満六十歳以上の区民が利用するとき

第二号 区が行政目的のために利用するとき

第三号 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき

- 町会・自治会・子ども会等による地域住民の親睦を図る行事、催し
- 青少年の健全育成を図る行事
- 学校・保育園・幼稚園等の行事
- その他、公益性があり、公共の福祉に資する行事、催し

上記の申請について、別添の条件により許可してよろしいですか。

起案	令和 年 月 日
決定	日
部長	係員
この欄は記載不要です。	